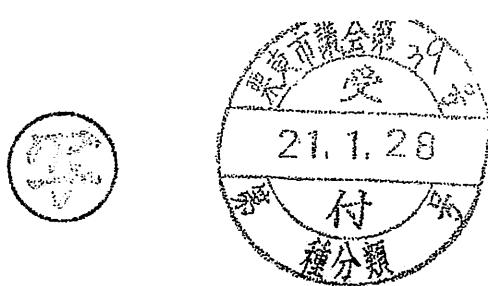


「(株)R D エンジニアリング産業廃棄物最終処分場」にかかる経過について

年 月 日	市 関 係	県 関 係
21. 1. 28	臨時議会開催(対策工に係る同意要請に対する判断につき議会の議決を求めるについて)	
21. 2. 5		県対策工について新年度予算計上しないことを環境農水常任委員会で表明
21. 2. 19	知事に要請書提出（早期解決について）	
21. 4. 24	知事に要請書提出（早期に対策に取組むよう要請）	
21. 4. 30		周辺 7 自治会との会議（栗東市役所にて、参加：小野・赤坂・上向）
21. 5. 12		周辺自治会との会議（中浮気団地自治会館にて 4月 30 日欠席自治会対象 参加：栗東ニューハイツ・中浮気団地・日吉が丘）
21. 5. 14		合同対策委員会との会議(赤坂自治会館にて 合対委員以外に葉山東自治連から赤坂自治会長・六地蔵団地自治会長が出席)
21. 5. 27		R D 問題周辺自治会連絡会 要望書提出(R D 安定型産業廃棄物最終処分場の対策工（有害廃棄物の除去）について)
21. 5. 29		周辺自治会合同説明会（中央公民館にて）
21. 6. 21	R D 問題周辺自治会連絡会 県・市議会議員との懇談会（日吉が丘自治会館）	
21. 7. 7		R D 問題周辺自治会連絡会との話し合い（栗東ニューハイツ自治会館） ←延期

決議案第 3号



議案第2号 滋賀県知事が実施しようとする株式会社アル・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場の対策工に係る同意要請に対する判断につき議会の議決を求めるについての付帯決議

上記、議案書を別紙のとおり提出いたします。

平成21年 1月28日

栗東市議会

議長 久 徳 政 和 様

提出者 栗東市議會議員

高野正勝

賛成者 栗東市議會議員

井之口亦行

平成21年1月28日

原案通り可決

栗東市議會議長 久 徳 政 和





栗生環第 94 号
平成21年2月19日

滋賀県知事 嘉田由紀子 様

栗東市長 國松正一



(株) アール・ディエンジニアリング産業廃棄物
最終処分場問題の早期解決について（要請）

初春の候、あなたにおかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本市環境行政の推進に格別のご指導とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、RD産業廃棄物最終処分場問題は、市としての重要課題であり、地下水汚染への防止対策等を早期に実施し、一日も早い問題解決を図る上から、去る1月28日に臨時議会を開催し、県から11月4日及び1月21日付けで同意要請のあった、県が示した「よりよい原位置浄化策」を実施計画の基本とすることについて、総合的見地からやむを得ないものと判断し、議会の議決を得ました。

また、議会では、別紙のとおりの付帯決議をなされたところであります。

つきましては、今後の対応にあたり、知事は当該処分場の許可権者であり、対策工の決定権者であることから、地元住民の意向を十分に尊重され、自らが掲げられた「対策工実施の基本方針」に基づき、周辺7自治会の合意と納得を大前提に住民の安心安全が図れる対策を早急に講じられるとともに、下記事項について誠心誠意取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 住民の合意と納得が得られるよう更なる取り組みを行うこと。
2. 住民意見を踏まえた有害物調査を実施し、有害物の除去を行うこと。
3. 対策工を安全且つ着実に履行するための覚書締結などの措置を講ずること。
4. 対策工実施中及び実施後の監視と監視委員会による評価に基づく対応策を迅速に実施すること。
5. 行政対応検証委員会報告を真摯に受け止め、再発防止策を策定すること。
6. 処分場への早期安定化への取り組みを確実に実施し、処分場を廃止すること。

栗生環発第208号
平成21年4月24日



滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

栗東市長 國松 正



(株)アール・ディエンジニアリング産業廃棄物
最終処分場問題の早期解決について（要請）

陽春の候、あなたにおかれましては日々県民の安心安全な生活実現にご尽力いただきておりますことに感謝申しあげます。また、本市環境行政推進に格別のご支援を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、標記処分場問題につきましては、県からの二度（平成20年11月4日および平成21年1月21日）の同意要請を重く受け、本年1月28日開催の臨時会において、総合的な見地からやむを得ないものと判断し、県の示す「よりよい原位置浄化策」を実施計画の基本とすることについて議会の議決を得ました。

この件に関し、同2月19日には、この議会議決と付帯決議による6項目について誠心誠意取り組まれるよう要請し、この問題の早期解決に向けての栗東市の意思をお示しいたしました。

残念ながら県においては、対策工の平成21年度当初予算計上を見送られましたが、市民の不安解消と安心安全の確保のためにも、早期に対策を講じ一日も早く問題の解決を図ることが必要であることは県、市共通認識であることは変わりがないと思っております。

つきましては、県におかれましては周辺自治会の合意と納得を基本に、解決のための本格的な対策工を早期に決定、取り組まれますよう改めて強く要請いたします。

滋賀県知事
嘉田由紀子様

2009年5月27日

RD問題周辺自治会連絡会

RD安定型産業廃棄物最終処分場の対策工
(有害廃棄物の除去)についての要望

RD産業廃棄物処分場の対策工についての取り組みにご尽力を賜り誠にありがとうございます。
先日、RD産業廃棄物処分場周辺の6自治会は新年度役員のもとで対策工等の諸問題について
話し合いを行いました。

浸透水・地下水の汚染や有害ガスの発生等の状況の中、いずれの自治会も有害物の除去は、
必須であるとの認識の上で、廃棄物処理法における基準等を満たすためには「恒久対策として、
有害物の除去を要求する」との結論に至りました。

汚染の素因となっている有害物が、子や孫の代まで残ることは周辺自治会住民としては納得で
きるものでは有りません。有害物の除去を主とする恒久対策を基本設計に定め、推進してください。

地域住民が安全で安心できる環境を求め、下記のこととを要望します。

記

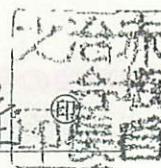
1、私たちは、恒久対策として有害物の除去を要求します。

RD問題周辺自治会連絡会 (50音順)

赤坂自治会

会長

山口 康雄



中浮気団地自治会

会長

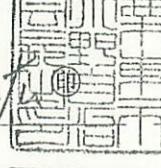
藤江 繁



小野自治会

会長

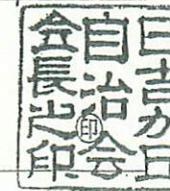
水野 伸



日吉が丘自治会

会長

平子 弓子



上向自治会

会長

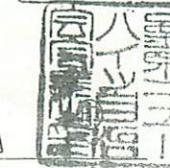
中村 浩



栗東ニューハイツ自治会

会長

櫻井 浩司



平成21年6月県議会代表・一般質（R D最終処分場問題）問答弁要旨

《代表質問》

「産廃特措法の期限延長」の要望の働きかけとその進捗状況及び可能性について

【回 答】

国の施策・予算に関する政府提案として要望活動を行っている。現時点における産廃特措法の見通しは、大変厳しいと認識している。合意が得られた対策工を一日も早く実施設計書として取りまとめ国と協議したい。

周辺住民との意見交換、話し合いの進捗と効果について

【回 答】

中立的第三者を交えた協議の場については、設置に否定的な意見をいただいている。
緊急対策工は、出来るだけ早い時期に具体的な工事説明会を開催したい。

有害物除去の要望に対する対応について

【回 答】

住民の考えている有害物除去の具体的対策工を計画にまとめていただき、県案と比較検討したい。計画の具体案(技術面、効果、時期等)の作成には、経費的な面も含め支援を検討したい。

「よりよい原位置浄化策」の住民理解の進展と県案に固執しない対応について

【回 答】

こう着状態打開のために説明会を実施してきた。対策工は科学的な知見や技術的な根拠が必要で、現時点では「よりよい原位置浄化策」が最も効果的で合理的な対策案であると考えている。他に周辺7自治会として先の条件を備えた対策案が提案されるのであれば、中立的第三者を交えた協議の場で比較検討し対応したい。

《一般質問》

進行役としての第三者の考え方について

【回 答】

協議が前向きに且つ円滑に進むためのノウハウを持ち合わせた方が適切と考えております。具体的には、県と住民代表が十分に協議して納得できる人とすることがベストと考える。個人か複数か含め、設置のための準備会で議論することについてすでに提案している。

有害物調査や有害物除去についての考え方について

【回 答】

有害物の調査は、「よりよい原位置浄化策」ではケーシング掘削を行うこととしている。有害物の除去は、最終処分場の早期安定化のために、効果的、合理的な対策であれば実施に向け検討する。廃棄物を全量掘削し有害物を取り除く対策工は、法制度や技術的な裏付け、工事中の周辺環境への影響ならびに財源確保等から大変難しいと考える。

恒久対策が定まらない状況下での緊急対策について

【回 答】

最終処分場からの生活環境保全上の支障の内、たちまち放置できない焼却炉撤去などの支障除去を緊急対策工として実施する。今後、地下水汚染の拡散などに対し、恒久的な対策を実施する必要があると考える。

恒久対策を産廃特措法の対象として代執行すること及び産廃特措法以外の恒久対策工について

【回 答】

R D問題を早期あるいは着実に解決していくためには、産廃特措法の適用を受けて円滑に対策事業を進めていかなければならないと考えている。

R D問題周辺自治会連絡会に北尾団地自治会が入っていないことについて

【回 答】

6自治会による連絡会について、規約や設置の趣旨について承知していないが、地元住民の思いを集約して、周辺7自治会としてのまとまった取り組みを期待している。

第三者を交えた協議の場の設置も含めた時間的なスケジュールについて

【回 答】

ある意味で期限は過ぎているが、環境省と協議するためにも出来るだけ速やかに、住民との合意案について第三者を交えた協議の場で議論し対策工を決定したい。一日も早くが期限である。

議案第 2 号 滋賀県知事が実施しようとする株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場の対策工に係る同意要請に対する判断につき
議会の議決を求ることについての付帯決議

本市における株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題は、高濃度硫化水素発生から 10 年が経過し、ようやく県による最終的な対策工が決定されようとしている。

今日まで県は、RD 最終処分場問題対策委員会から、「有害物の全量撤去と旧焼却炉の解体撤去を基本とする推奨すべき案(A-2)」の答申や RD 最終処分場問題行政対応検証委員会からは、「県の指導監督の不備が問題の悪化と長期化を招いた」と指摘する報告書を受けられた。

本市議会においては、昨年 6 月 27 日全会一致で県に対して、「対策委員会の答申にある対策工実施の基本方針を遵守し、対策工案策定にあたっては、地元住民との相互理解を図り、合意と納得の得られるよう最大限の努力をすること」などの決議をおこなった。

このような状況の中で、県は「原位置浄化策(D 案)」を実施すべき対策工の基本とし、周辺自治会に対して 3 回の説明会を開催した。その後、住民の意見や要望を踏まえ、処分場用地の県有化や焼却炉の解体撤去など 4 項目を新たに盛り込んだ「よりよい原位置浄化策」を提示し、改めて周辺自治会及び市に対し同意を求めた。

しかし、地元自治会からは、有害物が存在し続けることへの不安や地下水が汚染されていること、また今日までの県の対応への不信などから、県案に対し 1 自治会は同意の方向、1 自治会は未回答、5 自治会は同意できない旨の回答がなされた。本市議会としては、県が周辺自治会の同意を今まで得ることができなかつたことは誠に遺憾である。

よって、市は、対策工実施の基本方針に掲げた住民の合意と納得を大原則とし、以下の点について誠心誠意取り組まれるよう県に要請されるよう決議する。

記

1. 住民の合意と納得が得られるよう更なる取り組みを行うこと
2. 住民意見を踏まえた有害物調査を実施し、有害物の除去を行うこと
3. 対策工を安全且つ着実に履行するための覚書締結などの措置を講ずること
4. 対策工実施中及び実施後の監視と監視委員会による評価に基づく対応策を迅速に実施すること
5. 行政対応検証委員会報告を真摯に受け止め、再発防止策を策定すること
6. 処分場の早期安定化への取り組みを確実に実施し、処分場を廃止すること

意見書案第 27 号



アル・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題の
早期解決に関する意見書

上記、議案書を別紙のとおり提出いたします。

平成 21 年 6 月 26 日

栗東市議会

議長 太田 利貞 様

提出者 栗東市議会議員

賛成者 栗東市議会議員

田村 隆光

太田 浩美

國松 鶴

宇野 拓

馬場 美代子

國松 清太郎

林 好男

アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題の早期解決に関する意見書(案)

本市におけるアール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題について、県は問題解決のために、県の諮問機関として専門家や住民代表で組織する「R D最終処分場問題対策委員会」を設置し、協議を重ねてこられました。その結果、H 2 0 年 4 月に同委員会は、「有害物の全量撤去を基本とした対策 (A-2 案) が望ましい」とする答申を県に提出されました。

しかし、県はその答申を尊重することなく、処分場の全周囲を遮水壁で囲い込み、有害物の封じ込めとしたD案を選択し、D案を基本とした「よりよい原位置浄化策」(県案)を対策工として推奨され、周辺 7 自治会を中心とした説明会を開催し、同意を求めてこられました。しかし、県が指定する周辺 7 自治会のうち 6 自治会が「有害物の除去」を基本としない県案は受け入れられないとする結果となりました。

その後、県は、進展しない周辺自治会との協議の打開策として、中立的第三者を交えた協議の場を設け、周辺自治会との協議を進めていきたい旨の提案をされました。5月 2 9 日の周辺 7 自治会を対象とした県説明会でも、住民の「有害物の除去」を求める声を聞き入れることなく、「県案ありき」の姿勢を崩さない県の態度に対し、住民からは「第三者を介した協議の場は必要ない」とする多くの意見と県の姿勢に対して多くの批判の声が出されました。

さらに、周辺 7 自治会のうちの 6 自治会で組織する「R D問題周辺自治会連絡会」は、R D最終処分場問題の恒久対策として、「有害物の除去」を求める要望書を5月 2 7 日に嘉田知事あてに提出されました。

この処分場の問題は、10年にもわたる問題であり、これまでの調査で処分場内外の地下水からは環境基準を大きく超えるダイオキシンや鉛、総水銀、ヒ素をはじめとする多くの有害物質が検出されており、地下水を飲料水として使用する栗東市民の不安は深刻さを増しています。

こうした状況や市民の思いを深く受け止め、この問題の一日も早い解決のために、誠意をもって住民に対応すべきであり、下記事項を強く求めます。

以下、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

記

1、県は、R D処分場問題の対策をめぐり、住民と対峙する状況となった県の対応を改め、住民の願いである「有害物の除去」を基本とした対策を、住民合意のもと早急に策定されることを強く求めます。

2009年6月 日

栗東市議会議長

太田 利貞

滋賀県知事 嘉田由紀子 様